

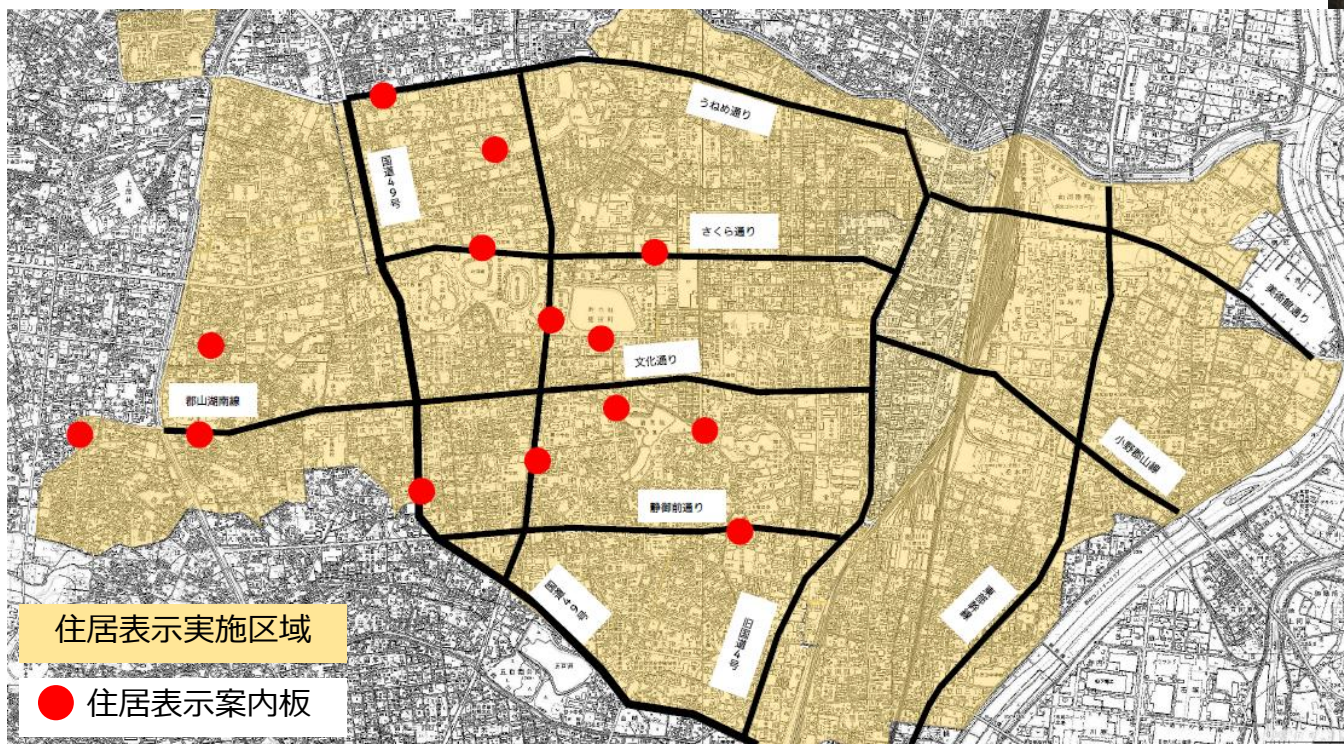
住居表示案内板の除却

住居表示制度の概要

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）が制定され、市が指定した市街地において土地の地番ではなく、建物に対して一定の基準で付けた番号で各々の住所を表示し、目的の建物を探しやすくしたり、郵便物等を配達しやすくしたりすることを目的として実施

住居表示案内板

住居表示実施区域内における街区（道路等で囲われたブロック）の配置を示したもの（1991年から2003年に設置）



今後の本市対応

住居表示案内板14箇所を老朽化の状況に応じ順次除却（法律上の設置義務はなし）